

地方自治法施行令の一部を改正する政令 読替表 目次

- 改正後の地方自治法施行令第七十四条の三十一の四の規定による介護保険法第六十九条の三十八の読替え ————— 1
- 改正後の地方自治法施行令第七十四条の三十一の四の規定による介護保険法第一百五十五条の三十五から第一百五十五条の四十四までの読替え ————— 2
- 【参考】改正前の地方自治法施行令第七十四条の三十一の四の規定による介護保険法第一百五十五条の三十五の読替え ————— 7
- 改正後の地方自治法施行令第七十四条の三十一の四の規定による、介護保険法第一百五十五条の四十二第三項において準用する同法第一百五十五条の三十八から第一百五十五条の四十一までの読替え ————— 10
- 改正後の地方自治法施行令第七十四条の三十一の四の規定による介護保険法施行令第三十七条の二の三から第三十七条の十までの読替え ————— 12
- 改正後の地方自治法施行令第七十四条の三十一の四の規定による介護保険法施行令第三十七条の十一において準用する同令第三十七条の三から第三十七条の六まで及び第三十七条の八から第三十七条の十までの読替え ————— 18
- 改正後の地方自治法施行令第七十四条の四十九の十一の二の規定による介護保険法第一百五十五条の三五第五項及び第七項の読替え ————— 25
- 【参考】改正前の地方自治法施行令第七十四条の四十九の十一の二の規定による介護保険法第一百五十五条の三五の読替え ————— 28

○ 改正後の地方自治法施行令第七十四条の三十一の四の規定による介護保険法第六十九条の三十八の読替え

(傍線の部分は読替部分、二重線は当然読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(報告等)</p> <p>第六十九条の三十八 <u>指定都市の市長は、介護支援専門員の業務の適正な遂行を確保するため必要があると認めるときは、当該指定都市の区域内でその業務を行う介護支援専門員に対し、その業務について必要な報告を求めることができる。</u></p> <p>2 <u>指定都市の市長は、当該指定都市の区域内でその業務を行う介護支援専門員が第六十九条の三十四第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、当該介護支援専門員に対し、必要な指示をし、又は当該指定都市の市長の指定する研修を受けるよう命ずることができる。</u></p> <p>3 <u>指定都市の市長は、当該指定都市の区域内でその業務を行う介護支援専門員が前項の規定による指示又は命令に従わない場合には、当該介護支援専門員に対し、一年以内の期間を定めて、介護支援専門員として業務を行うことを禁止することができる。</u></p> <p>4 <u>指定都市の市長は、前二項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該介護支援専門員の登録をしている都道府県知事に通知しなければならない。</u></p>	<p>(報告等)</p> <p>第六十九条の三十八 <u>都道府県知事は、介護支援専門員の業務の適正な遂行を確保するため必要があると認めるときは、その登録を受けている介護支援専門員及び当該都道府県の区域内でその業務を行う介護支援専門員に対し、その業務について必要な報告を求めることができる。</u></p> <p>2 <u>都道府県知事は、その登録を受けている介護支援専門員又は当該都道府県の区域内でその業務を行う介護支援専門員が第六十九条の三十四第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、当該介護支援専門員に対し、必要な指示をし、又は当該都道府県知事の指定する研修を受けるよう命ずることができる。</u></p> <p>3 <u>都道府県知事は、その登録を受けている介護支援専門員又は当該都道府県の区域内でその業務を行う介護支援専門員が前項の規定による指示又は命令に従わない場合には、当該介護支援専門員に対し、一年以内の期間を定めて、介護支援専門員として業務を行うことを禁止することができる。</u></p> <p>4 <u>都道府県知事は、他の都道府県知事の登録を受けている介護支援専門員に対して前二項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該介護支援専門員の登録をしている都道府県知事に通知しなければならない。</u></p>

○ 改正後の地方自治法施行令第七十四条の三十一の四の規定による介護保険法第十五条の三十五から第一百五條の四十四までの
読替え

(傍線の部分は読替部分、二重線は当然読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(介護サービス情報の報告及び公表)</p> <p>第一百五條の三十五 介護サービス事業者は、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者の指定又は介護老人保健施設若しくは介護医療院の許可を受け、訪問介護、訪問入浴介護その他の厚生労働省令で定めるサービス(以下「介護サービス」という。)の提供を開始しようとするときその他厚生労働省令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する介護サービスに係る介護サービス情報(介護サービス内容及び介護サービスを提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であつて、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するために公表されることが必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)を、当該介護サービスを提供する事業所又は施設の所在地を管轄する<u>指定都市の市長</u>に報告しなければならない。</p> <p>2 <u>指定都市の市長</u>は、前項の規定による報告を受けた後、厚生労働省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。</p> <p>3 <u>指定都市の市長</u>は、第一項の規定による報告に必要があると認めるときは、当該報告をした介護サービス事業者に対し、</p>	<p>(介護サービス情報の報告及び公表)</p> <p>第一百五條の三十五 介護サービス事業者は、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者の指定又は介護老人保健施設若しくは介護医療院の許可を受け、訪問介護、訪問入浴介護その他の厚生労働省令で定めるサービス(以下「介護サービス」という。)の提供を開始しようとするときその他厚生労働省令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する介護サービスに係る介護サービス情報(介護サービス内容及び介護サービスを提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であつて、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するために公表されることが必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)を、当該介護サービスを提供する事業所又は施設の所在地を管轄する<u>都道府県知事</u>に報告しなければならない。</p> <p>2 <u>都道府県知事</u>は、前項の規定による報告を受けた後、厚生労働省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。</p> <p>3 <u>都道府県知事</u>は、第一項の規定による報告に必要があると認めるときは、当該報告をした介護サービス事業者に対し、介</p>

介護サービス情報のうち厚生労働省令で定めるものについて、調査を行うことができる。

4 指定都市の市長は、介護サービス事業者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は前項の規定による調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、期間を定めて、当該介護サービス事業者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。

5 【適用せず】

6 指定都市の市長は、介護サービス事業者が第四項の規定による命令に従わないときは、当該介護サービス事業者の指定若しくは許可を取り消し、又は期間を定めてその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

7 【適用せず】

介護サービス情報のうち厚生労働省令で定めるものについて、調査を行うことができる。

4 都道府県知事は、介護サービス事業者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は前項の規定による調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、期間を定めて、当該介護サービス事業者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。

5 都道府県知事は、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者に対して前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者の指定をした市町村長に通知しなければならない。

6 都道府県知事は、指定居宅サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者又は指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院の開設者が第四項の規定による命令に従わないときは、当該指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護老人福祉施設の指定若しくは介護老人保健施設若しくは介護医療院の許可を取り消し、又は期間を定めてその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

7 都道府県知事は、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者が第四項の規定による命令に従わない場合において、当該指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予

防支援事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することが適当であると認めるときは、理由を付して、その旨をその指定をした市町村長に通知しなければならぬ。

(指定調査機関の指定)

- 第百十五條の三十六 指定都市の市長は、その指定する者（以下「指定調査機関」という。）に、前条第三項の調査の実施に関する事務（以下「調査事務」という。）を行わせることができる。
- 2 前項の指定は、指定都市の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、当該指定都市の市長が行う。

(略)

(略)

- (指定調査機関の指定)
- 第百十五條の三十六 都道府県知事は、その指定する者（以下「指定調査機関」という。）に、前条第三項の調査の実施に関する事務（以下「調査事務」という。）を行わせることができる。
- 2 前項の指定は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、当該都道府県知事が行う。

(調査員)

- 第百十五條の三十七 指定調査機関は、調査事務を行うときは、厚生労働省令で定める方法に従い、調査員に調査事務を実施させなければならない。
- 2 調査員は、調査事務に関する専門的知識及び技術を有するものとして政令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

(秘密保持義務等)

- 第百十五條の三十八 指定調査機関（その者が法人である場合にあっては、その役員。次項において同じ。）若しくはその職員（調査員を含む。同項において同じ。）又はこれらの職にあつた者は、調査事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 2 指定調査機関及びその職員で調査事務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(略)

(報告等)

第百十五條の四十 指定都市の市長は、調査事務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定調査機関に対し、調査事務に関し必要な報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは指定調査機関の事務所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

(業務の休廃止等)

第百十五條の四十一 指定調査機関は、指定都市の市長の許可を受けなければ、調査事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定情報公表センターの指定)

第百十五條の四十二 指定都市の市長は、その指定する者(以下「指定情報公表センター」という。)に、介護サービス情報の報告の受理及び公表並びに指定調査機関の指定に関する事務で厚生労働省令で定めるもの(以下「情報公表事務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

(帳簿の備付け等)

第百十五條の三十九 指定調査機関は、厚生労働省令で定めるところにより、調査事務に関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

(報告等)

第百十五條の四十 都道府県知事は、調査事務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定調査機関に対し、調査事務に関し必要な報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは指定調査機関の事務所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十四條第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同條第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(業務の休廃止等)

第百十五條の四十一 指定調査機関は、都道府県知事の許可を受けなければ、調査事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定情報公表センターの指定)

第百十五條の四十二 都道府県知事は、その指定する者(以下「指定情報公表センター」という。)に、介護サービス情報の報告の受理及び公表並びに指定調査機関の指定に関する事務で厚生労働省令で定めるもの(以下「情報公表事務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

2 前項の指定は、指定都市の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、当該指定都市の市長が行う。

3 (略)

(略)

(指定都市の市長による情報の公表の推進)

第百十五条の四十四 指定都市の市長は、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会の確保に資するため、介護サービスの質及び介護サービスに従事する従業者に関する情報（介護サービス情報に該当するものを除く。）であつて厚生労働省令で定めるものの提供を希望する介護サービス事業者から提供を受けた当該情報について、公表を行うよう配慮するものとする。

2 前項の指定は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、当該都道府県知事が行う。

3 第百十五条の三十八から前条までの規定は、指定情報公表センターについて準用する。この場合において、これらの規定中「調査事務」とあるのは「情報公表事務」と、「指定調査機関」とあるのは「指定情報公表センター」と、「職員（調査員を含む。同項において同じ。）」とあるのは「職員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(政令への委任)

第百十五条の四十三 この節に定めるもののほか、指定調査機関及び指定情報公表センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県知事による情報の公表の推進)

第百十五条の四十四 都道府県知事は、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会の確保に資するため、介護サービスの質及び介護サービスに従事する従業者に関する情報（介護サービス情報に該当するものを除く。）であつて厚生労働省令で定めるものの提供を希望する介護サービス事業者から提供を受けた当該情報について、公表を行うよう配慮するものとする。

【参考】 改正前の地方自治法施行令第七十四条の三十一の四の規定による介護保険法第百十五条の三十五の読替え

(傍線の部分は読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(介護サービス情報の報告及び公表)</p> <p>第百十五条の三十五 介護サービス事業者は、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者の指定又は介護老人保健施設の許可を受け、訪問介護、訪問入浴介護その他の厚生労働省令で定めるサービス(以下「介護サービス」という。)の提供を開始しようとするときその他厚生労働省令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する介護サービスに係る介護サービス情報(介護サービス内容及び介護サービスを提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であつて、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するため公表されることが必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)を、当該介護サービスを提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならぬ。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた後、厚生労働省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならぬ。</p> <p>3 都道府県知事は、第一項の規定による報告に関して必要があると認めるときは、当該報告をした介護サービス事業者に</p>	<p>(介護サービス情報の報告及び公表)</p> <p>第百十五条の三十五 介護サービス事業者は、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者の指定又は介護老人保健施設の許可を受け、訪問介護、訪問入浴介護その他の厚生労働省令で定めるサービス(以下「介護サービス」という。)の提供を開始しようとするときその他厚生労働省令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する介護サービスに係る介護サービス情報(介護サービス内容及び介護サービスを提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であつて、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するため公表されることが必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)を、当該介護サービスを提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならぬ。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた後、厚生労働省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならぬ。</p> <p>3 都道府県知事は、第一項の規定による報告に関して必要があると認めるときは、当該報告をした介護サービス事業者に</p>

対し、介護サービス情報のうち厚生労働省令で定めるものについて、調査を行うことができる。

4 都道府県知事は、介護サービス事業者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は前項の規定による調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、期間を定めて、当該介護サービス事業者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。

5 都道府県知事は、介護サービス事業者に対して前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者の指定又は許可をした市町村長に通知しなければならない。

6 【適用せず】

7 都道府県知事は、介護サービス事業者が第四項の規定による命令に従わない場合において、当該指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者の指定若しくは許可を取り消し、又は期間を定めてその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力を停止することが適当であると認めるときは、理由を付して

対し、介護サービス情報のうち厚生労働省令で定めるものについて、調査を行うことができる。

4 都道府県知事は、介護サービス事業者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は前項の規定による調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、期間を定めて、当該介護サービス事業者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。

5 都道府県知事は、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者に対して前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者の指定をした市町村長に通知しなければならない。

6 都道府県知事は、指定居宅サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者又は指定介護老人福祉施設若しくは介護老人保健施設の開設者が第四項の規定による命令に従わないときは、当該指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護老人福祉施設の指定若しくは介護老人保健施設の許可を取り消し、又は期間を定めてその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

7 都道府県知事は、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者が第四項の規定による命令に従わない場合において、当該指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停

、その旨をその指定又は許可をした市町村長に通知しなければならぬ。

止することが適当であると認めるときは、理由を付して、その旨をその指定をした市町村長に通知しなければならない。

○ 改正後の地方自治法施行令第七十四条の三十一の四の規定による、介護保険法第百十五条の四十二第三項において準用する同法第百十五条の三十八から第百十五条の四十一までの読替え

（傍線の部分は介護保険法第百十五条の四十二第三項の規定による読替部分、波線の部分は介護保険法第百十五条の四十二第三項の規定による当然読替部分、二重線の部分は改正後の地方自治法施行令第七十四条の三十一の四の規定による当然読替部分）

<p>改正後の地方自治法施行令第七十四条の三十一の四の規定による読替後</p>	<p>介護保険法第百十五条の四十二第三項による読替後</p>	<p>読替前</p>
<p>(略)</p>	<p>(秘密保持義務等) 第百十五条の三十八 指定情報公表センター（その者が法人である場合にあつては、その役員。次項において同じ。）若しくはその職員又はこれらの職にあつた者は、情報公表事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 指定情報公表センター及びその職員で情報公表事務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。</p> <p>(帳簿の備付け等) 第百十五条の三十九 指定情報公表センターは、厚生労働省令で定めるところにより、情報公表事務に関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。</p>	<p>(秘密保持義務等) 第百十五条の三十八 指定調査機関（その者が法人である場合にあつては、その役員。次項において同じ。）若しくはその職員（調査員を含む。同項において同じ。）又はこれらの職にあつた者は、調査事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 指定調査機関及びその職員で調査事務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。</p> <p>(帳簿の備付け等) 第百十五条の三十九 指定調査機関は、厚生労働省令で定めるところにより、調査事務に関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

(報告等)

第百十五條の四十 指定都市の市長は、情報公表事務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定情報公表センターに対し、情報公表事務に関し必要な報告を求め、又は当該職員に係関係者に対して質問させ、若しくは指定情報公表センターの事務所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

(業務の休廃止等)

第百十五條の四十一 指定情報公表センターは、指定都市の市長の許可を受けなければ、情報公表事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(報告等)

第百十五條の四十 都道府県知事は、情報公表事務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定情報公表センターに対し、情報公表事務に関し必要な報告を求め、又は当該職員に係関係者に対して質問させ、若しくは指定情報公表センターの事務所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十四條第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同條第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(業務の休廃止等)

第百十五條の四十一 指定情報公表センターは、都道府県知事の許可を受けなければ、情報公表事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(報告等)

第百十五條の四十 都道府県知事は、調査事務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定調査機関に対し、調査事務に関し必要な報告を求め、又は当該職員に係関係者に対して質問させ、若しくは指定調査機関の事務所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十四條第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同條第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(業務の休廃止等)

第百十五條の四十一 指定調査機関は、都道府県知事の許可を受けなければ、調査事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

○ 改正後の地方自治法施行令第七十四条の三十一の四の規定による介護保険法施行令第三十七条の二の三から第三十七条の十までの読替え

※ 「読替前」は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成三十年政令第五十五号）第一条による改正（平成三十年四月一日施行予定）後のもの
 （二重線の部分は当然読替部分）

読 替 後	読 替 前
<p>（介護サービス情報の報告に関する計画等） 第三十七条の二の三 法第百十五条の三十五第一項の規定による介護サービス情報の報告（以下この条において「報告」という。）は、指定都市の市長が毎年定める報告に関する計画に従い、行うものとする。</p> <p>2 前項の計画には、指定都市の市長が、その管轄する地域における介護サービス（法第百十五条の三十五第一項に規定する介護サービスをいう。）の提供の状況を勘案し、報告の方法、期限その他の厚生労働省令で定める事項を記載するものとする。</p> <p>3 指定都市の市長は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>（指定調査機関の指定の基準） 第三十七条の三 指定都市の市長は、指定調査機関（法第百十五条の三十六第一項に規定する指定調査機関をいう。以下同じ。）の指定の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その指定をしてはならない。この場合において、指定に必要の手続は、厚生労働省令で定める。 一～八 （略）</p>	<p>（介護サービス情報の報告に関する計画等） 第三十七条の二の三 法第百十五条の三十五第一項の規定による介護サービス情報の報告（以下この条において「報告」という。）は、都道府県知事が毎年定める報告に関する計画に従い、行うものとする。</p> <p>2 前項の計画には、都道府県知事が、その管轄する地域における介護サービス（法第百十五条の三十五第一項に規定する介護サービスをいう。）の提供の状況を勘案し、報告の方法、期限その他の厚生労働省令で定める事項を記載するものとする。</p> <p>3 都道府県知事は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>（指定調査機関の指定の基準） 第三十七条の三 都道府県知事は、指定調査機関（法第百十五条の三十六第一項に規定する指定調査機関をいう。以下同じ。）の指定の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その指定をしてはならない。この場合において、指定に必要の手続は、厚生労働省令で定める。 一 申請者が法人でないとき。 二 申請者が、調査事務（法第百十五条の三十六第一項に規定す</p>

る調査事務をいう。以下同じ。)を公正かつ適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有するものとして厚生労働省令で定める基準に適合していないとき。

三 申請者の役員又は法人の種類に応じて厚生労働省令で定める構成員若しくは職員の構成が調査事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 前号に定めるもののほか、申請者が、調査事務が公正になるおそれがないものとして厚生労働省令で定める基準に適合していないとき。

五 申請者が、法の規定により刑に処せられ、その執行を終わりに、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者であるとき。

六 申請者が、第三十七条の十第一項の規定により指定調査機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であるとき。

七 申請者が、第三十七条の十一において準用する第三十七条の十第一項の規定により指定情報公表センター(法第百十五条の四十二第一項に規定する指定情報公表センターをいう。第三十七条の十一において同じ。)の指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であるとき。

八 申請者の役員のうちに、第五号に該当する者があるとき。

(指定調査機関の指定の公示等)

第三十七条の四 都道府県知事は、指定調査機関の指定をしたときは、当該指定調査機関の名称及び住所並びに調査事務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

2 指定調査機関は、その名称若しくは住所又は調査事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の

(指定調査機関の指定の公示等)

第三十七条の四 指定都市の市長は、指定調査機関の指定をしたときは、当該指定調査機関の名称及び住所並びに調査事務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

2 指定調査機関は、その名称若しくは住所又は調査事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の

二週間前までに、その旨を指定都市の市長に届け出なければなら
ない。

3 指定都市の市長は、前項の規定による届出があったときは、そ
の旨を公示しなければならない。

(調査の方法)

第三十七条の五 指定調査機関は、公正に、かつ、指定都市の市長
が毎年定める調査事務に関する計画に従い、調査事務を行わな
ければならない。

2 (略)

3 指定都市の市長は、調査事務の方法が適当でないときは、指定
調査機関に対し、その方法を改善すべきことを命ずることができ
る。

(調査事務規程)

第三十七条の六 指定調査機関は、調査事務の開始前に、厚生労働
省令で定める調査事務の実施に関する事項について調査事務規程
を定め、指定都市の市長の認可を受けなければならない。これを
変更しようとするときも、同様とする。

2 指定都市の市長は、前項の規定により認可をした調査事務規程
が調査事務の公正かつ適確な実施上不適當となつたと認めるとき
は、指定調査機関に対し、これを変更すべきことを命ずることが
できる。

(調査員の要件)

二週間前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければなら
ない。

3 都道府県知事は、前項の規定による届出があったときは、その
旨を公示しなければならない。

(調査の方法)

第三十七条の五 指定調査機関は、公正に、かつ、都道府県知事が
毎年定める調査事務に関する計画に従い、調査事務を行わな
ければならない。

2 前項の計画には、調査事務の対象となる介護サービス事業者（
法第十五条の三十五第一項に規定する介護サービス事業者をい
う。）の名称、調査を行うべき時期その他の厚生労働省令で定め
る事項を記載するものとする。

3 都道府県知事は、調査事務の方法が適当でないときは、指定調
査機関に対し、その方法を改善すべきことを命ずることができ
る。

(調査事務規程)

第三十七条の六 指定調査機関は、調査事務の開始前に、厚生労働
省令で定める調査事務の実施に関する事項について調査事務規程
を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを
変更しようとするときも、同様とする。

2 都道府県知事は、前項の規定により認可をした調査事務規程が
調査事務の公正かつ適確な実施上不適當となつたと認めるときは
、指定調査機関に対し、これを変更すべきことを命ずることが
できる。

(調査員の要件)

第三十七条の七 法第百十五条の三十七第二項の政令で定める調査員（以下この条において「調査員」という。）の要件は、指定都市の市長又はその指定する者が厚生労働省令で定めるところにより行う研修（以下この条において「調査員養成研修」という。）の課程を修了し、当該指定都市の市長が作成する調査員名簿に登録されていることとする。

2 指定都市の市長は、前項の登録をした場合には、調査員登録証明書を作成し、当該登録に係る調査員に交付しなければならない。

3 調査員登録証明書を交付した指定都市の市長は、調査員が次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の調査員名簿から削除するものとする。この場合において、当該指定都市の市長は、当該者に対し、調査員登録証明書の返還を求めなければならない。

一 三（略）

4 第一項の調査員養成研修を行う者の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、指定都市の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、次に掲げる要件を満たすと認められる者について、当該指定都市の市長が行う。

一・二（略）

三 次に掲げる義務を適正に履行できると認められること。

イ 厚生労働省令で定める事項を変更するとき又は当該事業を

第三十七条の七 法第百十五条の三十七第二項の政令で定める調査員（以下この条において「調査員」という。）の要件は、都道府県知事又はその指定する者が厚生労働省令で定めるところにより行う研修（以下この条において「調査員養成研修」という。）の課程を修了し、当該都道府県知事が作成する調査員名簿に登録されていることとする。

2 都道府県知事は、前項の登録をした場合には、調査員登録証明書を作成し、当該登録に係る調査員に交付しなければならない。

3 調査員登録証明書を交付した都道府県知事は、調査員が次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の調査員名簿から削除するものとする。この場合において、当該都道府県知事は、当該者に対し、調査員登録証明書の返還を求めなければならない。

一 虚偽又は不正の事実に基づいて調査員登録証明書の交付を受けた者

二 法若しくは法に基づく命令の規定又はこれらに基づく処分に違反した者

三 前二号に掲げる者のほか、調査員の業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者

4 第一項の調査員養成研修を行う者の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、次に掲げる要件を満たすと認められる者について、当該都道府県知事が行う。

一 法人であること。

二 調査員養成研修を適正かつ継続的に実施する能力があると認められること。

三 次に掲げる義務を適正に履行できると認められること。

イ 厚生労働省令で定める事項を変更するとき又は当該事業を

廃止するときは、あらかじめ、当該変更に係る内容及び時期又は当該廃止の時期並びに理由を記載した書面を添えて、指定都市の市長の承認を受けること。

ロ 厚生労働省令で定める事項を変更するときは、あらかじめ、当該変更に係る内容、時期及び理由を指定都市の市長に届け出ること。

ハ 調査員養成研修を修了した者について、厚生労働省令で定める事項を記載した名簿を作成し、及びこれを指定都市の市長に送付すること。

ニ 毎年度、当該指定に係る事業の計画を作成し、これを指定都市の市長に提出し、及び当該事業の終了後、速やかに、当該事業の実績を指定都市の市長に報告すること。

ホ 調査員養成研修の実施に関して指定都市の市長が当該事業に関する情報の提供、当該事業の内容の変更その他の必要な指示を行った場合に、当該指示に従うこと。

5 指定都市の市長は、調査員養成研修を行う者が、前項各号の要件を満たすことができなくなつたと認められるときは、第一項の指定を取り消すことができる。

6 指定都市の市長は、第一項の規定による指定及び前項の規定による取消しを行ったときは、その旨を公示しなければならない。
(略)

(改善命令)

第三十七条の八 指定都市の市長は、指定調査機関が第三十七条の三第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つたと認めるときは、指定調査機関に対し、調査事務の運営を改善するために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

廃止するときは、あらかじめ、当該変更に係る内容及び時期又は当該廃止の時期並びに理由を記載した書面を添えて、都道府県知事の承認を受けること。

ロ 厚生労働省令で定める事項を変更するときは、あらかじめ、当該変更に係る内容、時期及び理由を都道府県知事に届出ること。

ハ 調査員養成研修を修了した者について、厚生労働省令で定める事項を記載した名簿を作成し、及びこれを都道府県知事に送付すること。

ニ 毎年度、当該指定に係る事業の計画を作成し、これを都道府県知事に提出し、及び当該事業の終了後、速やかに、当該事業の実績を都道府県知事に報告すること。

ホ 調査員養成研修の実施に関して都道府県知事が当該事業に関する情報の提供、当該事業の内容の変更その他の必要な指示を行った場合に、当該指示に従うこと。

5 都道府県知事は、調査員養成研修を行う者が、前項各号の要件を満たすことができなくなつたと認められるときは、第一項の指定を取り消すことができる。

6 都道府県知事は、第一項の規定による指定及び前項の規定による取消しを行ったときは、その旨を公示しなければならない。
7 前各項に規定するもののほか、調査員養成研修に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(改善命令)

第三十七条の八 都道府県知事は、指定調査機関が第三十七条の三第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つたと認めるときは、指定調査機関に対し、調査事務の運営を改善するために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(指定調査機関の業務の休廃止の許可の公示)

第三十七条の九 指定都市の市長は、法第百十五条の四十一の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定調査機関の指定の取消し等)

第三十七条の十 指定都市の市長は、指定調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定調査機関に対し、その指定を取り消し、又は期間を定めて調査事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一～六 (略)

2 指定都市の市長は、前項の規定により指定を取り消し、又は調査事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定調査機関の業務の休廃止の許可の公示)

第三十七条の九 都道府県知事は、法第百十五条の四十一の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定調査機関の指定の取消し等)

第三十七条の十 都道府県知事は、指定調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定調査機関に対し、その指定を取り消し、又は期間を定めて調査事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 指定調査機関が、不正の手段により、法第百十五条の三十六第一項の指定を受けたとき。

二 指定調査機関が、第三十七条の三第一号、第五号、第七号及び第八号のいずれかに該当するに至ったとき。

三 指定調査機関が、第三十七条の四第二項又は第三十七条の六第一項の規定に違反したとき。

四 指定調査機関が、第三十七条の五第三項、第三十七条の六第二項又は第三十七条の八の規定による命令に違反したとき。

五 指定調査機関が、第三十七条の六第一項の認可を受けた調査事務規程によらないで調査事務を行ったとき。

六 指定調査機関が、調査事務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消し、又は調査事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

○ 改正後の地方自治法施行令第七十四条の三十一の四の規定による介護保険法施行令第三十七条の十一において準用する同令第三十七条の三から第三十七条の六まで及び第三十七条の八から第三十七条の十までの読替え

(傍線の部分は介護保険法施行令第三十七条の十一の規定による読替部分、波線の部分は介護保険法施行令第三十七条の十一の規定による当然読替部分、二重線の部分は改正後の地方自治法施行令第七十四条の三十一の四の規定による当然読替部分)

<p>改正後の地方自治法施行令第七十四条の三十一の四の規定による読替後</p>	<p>介護保険法施行令第三十七条の十一による読替後</p>	<p>読替前</p>
<p>(指定情報公表センター)の指定の基準</p> <p>第三十七条の三 指定都市の市長は、指定情報公表センター(法第百十五条の四十二第一項に規定する指定情報公表センター)をいう。以下同じ。)の指定の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その指定をしてはならない。この場合において、指定に關して必要な手続は、厚生労働省令で定める。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 申請者が、情報公表事務(法第百十五条の四十二第一項に規定する情報公表事務をいう。以下同じ。)を公正かつ適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有するものとして厚生労働省令で定める基準に適合していないとき。</p>	<p>(指定情報公表センター)の指定の基準</p> <p>第三十七条の三 都道府県知事は、指定情報公表センター(法第百十五条の四十二第一項に規定する指定情報公表センター)をいう。以下同じ。)の指定の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その指定をしてはならない。この場合において、指定に關して必要な手続は、厚生労働省令で定める。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 申請者が、情報公表事務(法第百十五条の四十二第一項に規定する情報公表事務をいう。以下同じ。)を公正かつ適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有するものとして厚生労働省令で定める基準に適合していないとき。</p>	<p>(指定調査機関)の指定の基準</p> <p>第三十七条の三 都道府県知事は、指定調査機関(法第百十五条の三十六第一項に規定する指定調査機関をいう。以下同じ。)の指定の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その指定をしてはならない。この場合において、指定に關して必要な手続は、厚生労働省令で定める。</p> <p>一 申請者が法人でないとき。</p> <p>二 申請者が、調査事務(法第百十五条の三十六第一項に規定する調査事務をいう。以下同じ。)を公正かつ適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有するものとして厚生労働省令で定める基準に適合していないとき。</p>

三 申請者の役員又は法人の種類に応じて厚生労働省令で定める構成員若しくは職員の構成が情報公表事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 前号に定めるもののほか、申請者が、情報公表事務が不公正になるおそれがないものとして厚生労働省令で定める基準に適合していないとき。

五 (略)

六 申請者が、第三十七条の十第一項の規定により指定情報公表センターの指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であるとき。

七 申請者が、第三十七条の十第一項の規定により指定調査機関（法第百十五条の三十六第一項に規定する指定調査機関をいう。第三十七条の十一において同じ。）の指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であるとき。

三 申請者の役員又は法人の種類に応じて厚生労働省令で定める構成員若しくは職員の構成が情報公表事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 前号に定めるもののほか、申請者が、情報公表事務が不公正になるおそれがないものとして厚生労働省令で定める基準に適合していないとき。

五 (略)

六 申請者が、第三十七条の十第一項の規定により指定情報公表センターの指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であるとき。

七 申請者が、第三十七条の十第一項の規定により指定調査機関（法第百十五条の三十六第一項に規定する指定調査機関をいう。第三十七条の十一において同じ。）の指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であるとき。

三 申請者の役員又は法人の種類に応じて厚生労働省令で定める構成員若しくは職員の構成が調査事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 前号に定めるもののほか、申請者が、調査事務が不公正になるおそれがないものとして厚生労働省令で定める基準に適合していないとき。

五 申請者が、法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者であるとき。

六 申請者が、第三十七条の十第一項の規定により指定調査機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であるとき。

七 申請者が、第三十七条の十一において準用する第三十七条の十第一項の規定により指定情報公表センター（法第百十五条の四十二第一項に規定する指定情報公表センターをいう。第三十七条の十一において同じ。）の指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない

八 (略)

(指定情報公表センターの指定の公示等)

第三十七条の四 指定都市の市長は、指定情報公表センターの指定をしたときは、当該指定情報公表センターの名称及び住所並びに情報公表事務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

2 指定情報公表センターは、その名称若しくは住所又は情報公表事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を指定都市の市長に届け出なければならない。

3 指定都市の市長は、第三十七条の十一において準用する前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(公表の方法)

第三十七条の五 指定情報公表センターは、公正に、かつ、指定都市の市長が毎年定める情報公表事務に関する計画に従い、情報公表事務を行わなければならない。

八 (略)

(指定情報公表センターの指定の公示等)

第三十七条の四 都道府県知事は、指定情報公表センターの指定をしたときは、当該指定情報公表センターの名称及び住所並びに情報公表事務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

2 指定情報公表センターは、その名称若しくは住所又は情報公表事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 都道府県知事は、第三十七条の十一において準用する前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(公表の方法)

第三十七条の五 指定情報公表センターは、公正に、かつ、都道府県知事が毎年定める情報公表事務に関する計画に従い、情報公表事務を行わなければならない。

者であるとき。

八 申請者の役員のうちに、第五号に該当する者があるとき。

(指定調査機関の指定の公示等)

第三十七条の四 都道府県知事は、指定調査機関の指定をしたときは、当該指定調査機関の名称及び住所並びに調査事務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

2 指定調査機関は、その名称若しくは住所又は調査事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(調査の方法)

第三十七条の五 指定調査機関は、公正に、かつ、都道府県知事が毎年定める調査事務に関する計画に従い、調査事務を行わなければならない。

ならない。

2 第三十七条の十一において準用する前項の計画には、情報公表事務の対象となる介護サービス事業者（法第百十五条の三十五第一項に規定する介護サービス事業者をいう。）の名称、公表を行うべき時期その他の厚生労働省令で定める事項を記載するものとする。

3 指定都市の市長は、情報公表事務の方法が適当でないときは、指定情報公表センターに対し、その方法を改善すべきことを命ずることができる。

(情報公表事務規程)

第三十七条の六 指定情報公表センターは、情報公表事務の開始前に、厚生労働省令で定める情報公表事務の実施に関する事項について情報公表事務規程を定め、指定都市の市長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定都市の市長は、第三十七条の十一において準用する前項の規定により認可をした情報公表事務規程が情報公表事務の公正かつ適確な実施上不適当となつたと認めるときは、指定情報公表センターに対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

らない。

2 第三十七条の十一において準用する前項の計画には、情報公表事務の対象となる介護サービス事業者（法第百十五条の三十五第一項に規定する介護サービス事業者をいう。）の名称、公表を行うべき時期その他の厚生労働省令で定める事項を記載するものとする。

3 都道府県知事は、情報公表事務の方法が適当でないときは、指定情報公表センターに対し、その方法を改善すべきことを命ずることができる。

(情報公表事務規程)

第三十七条の六 指定情報公表センターは、情報公表事務の開始前に、厚生労働省令で定める情報公表事務の実施に関する事項について情報公表事務規程を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 都道府県知事は、第三十七条の十一において準用する前項の規定により認可をした情報公表事務規程が情報公表事務の公正かつ適確な実施上不適当となつたと認めるときは、指定情報公表センターに対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

2 前項の計画には、調査事務の対象となる介護サービス事業者（法第百十五条の三十五第一項に規定する介護サービス事業者をいう。）の名称、調査を行うべき時期その他の厚生労働省令で定める事項を記載するものとする。

3 都道府県知事は、調査事務の方法が適当でないときは、指定調査機関に対し、その方法を改善すべきことを命ずることができる。

(調査事務規程)

第三十七条の六 指定調査機関は、調査事務の開始前に、厚生労働省令で定める調査事務の実施に関する事項について調査事務規程を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 都道府県知事は、前項の規定により認可をした調査事務規程が調査事務の公正かつ適確な実施上不適当となつたと認めるときは、指定調査機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第三十七条の八 指定都市の市長は、指定情報公表センターが第三十七条の十一において準用する第三十七条の三第二号から第四号までのいずれかに該当するに至ったと認めるときは、指定情報公表センターに対し、情報公表事務の運営を改善するために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(指定情報公表センターの業務の休廃止の許可の公示)

第三十七条の九 指定都市の市長は、法第百十五条の四十二第三項において準用する法第百十五条の四十一の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定情報公表センターの指定の取消し等)

第三十七条の十 指定都市の市長は、指定情報公表センターが次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定情報公表センターに対し、その指定を取り消し、又は期間を定めて情報公表事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(改善命令)

第三十七条の八 都道府県知事は、指定情報公表センターが第三十七条の十一において準用する第三十七条の三第二号から第四号までのいずれかに該当するに至ったと認めるときは、指定情報公表センターに対し、情報公表事務の運営を改善するために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(指定情報公表センターの業務の休廃止の許可の公示)

第三十七条の九 都道府県知事は、法第百十五条の四十二第三項において準用する法第百十五条の四十一の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定情報公表センターの指定の取消し等)

第三十七条の十 都道府県知事は、指定情報公表センターが次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定情報公表センターに対し、その指定を取り消し、又は期間を定めて情報公表事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(改善命令)

第三十七条の八 都道府県知事は、指定調査機関が第三十七条の三第二号から第四号までのいずれかに該当するに至ったと認めるときは、指定調査機関に対し、調査事務の運営を改善するために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(指定調査機関の業務の休廃止の許可の公示)

第三十七条の九 都道府県知事は、法第百十五条の四十一の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定調査機関の指定の取消し等)

第三十七条の十 都道府県知事は、指定調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定調査機関に対し、その指定を取り消し、又は期間を定めて調査事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 指定都市の市長は、第三十七条の十一において準用する前項の規定により指定を取り消し、又は情報公表事務の

一 指定情報公表センターが、不正の手段により、法第百十五条の四十二第一項の指定を受けたとき。
二 指定情報公表センターが、第三十条の十一において準用する第三十条の三第一号、第五号、第七号及び第八号のいずれかに該当するに至ったとき。
三 指定情報公表センターが、第三十条の十一において準用する第三十条の四第二項又は第三十七条の六第一項の規定に違反したとき。
四 指定情報公表センターが、第三十条の十一において準用する第三十条の五第三項、第三十七条の六第二項又は第三十七条の八の規定による命令に違反したとき。
五 指定情報公表センターが、第三十条の十一において準用する第三十条の六第一項の認可を受けた情報公表事務規程によらないで情報公表事務を行ったとき。
六 指定情報公表センターが、情報公表事務に関し著しく不適當な行為をしたとき。

2 都道府県知事は、第三十七条の十一において準用する前項の規定により指定を取り消し、又は情報公表事務の全

一 指定調査機関が、不正の手段により、法第百十五条の三十六第一項の指定を受けたとき。
二 指定調査機関が、第三十七条の三第一号、第五号、第七号及び第八号のいずれかに該当するに至ったとき。
三 指定調査機関が、第三十七条の四第二項又は第三十七条の六第一項の規定に違反したとき。
四 指定調査機関が、第三十七条の五第三項、第三十七条の六第二項又は第三十七条の八の規定による命令に違反したとき。
五 指定調査機関が、第三十七条の六第一項の認可を受けた調査事務規程によらないで調査事務を行ったとき。
六 指定調査機関が、調査事務に関し著しく不適當な行為をしたとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消し、又は調査事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、

全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

その旨を公示しなければならない。

○ 改正後の地方自治法施行令第七十四条の四十九の十一の二の規定による介護保険法第百十五条の三十五第五項及び第七項の読替え

(傍線の部分は読替部分、二重線は当然読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(介護サービス情報の報告及び公表) 第百十五条の三十五 (略)</p> <p>2 3 4 (略)</p>	<p>(介護サービス情報の報告及び公表) 第百十五条の三十五 介護サービス事業者は、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者の指定又は介護老人保健施設若しくは介護医療院の許可を受け、訪問介護、訪問入浴介護その他の厚生労働省令で定めるサービス(以下「介護サービス」という。)の提供を開始しようとするときその他厚生労働省令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する介護サービスに係る介護サービス情報(介護サービスの内容及び介護サービスを提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であつて、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するために公表されることが必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)を、当該介護サービスを提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた後、厚生労働省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。</p> <p>3 都道府県知事は、第一項の規定による報告に関して必要があると認めるときは、当該報告をした介護サービス事業者に対し、介</p>

5 都道府県知事は、介護サービス事業者に対して前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該介護サービス事業者の指定又は許可をした中核市の市長に通知しなければならない。

6 【適用せず】

7 都道府県知事は、介護サービス事業者が第四項の規定による命令に従わない場合において、当該介護サービス事業者の指定若しくは許可を取り消し、又は期間を定めてその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力を停止することが適当であると認めるときは、理由を付して、その旨をその指定又は許可をした中核市の

護サービス情報のうち厚生労働省令で定めるものについて、調査を行うことができる。

4 都道府県知事は、介護サービス事業者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は前項の規定による調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、期間を定めて、当該介護サービス事業者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。

5 都道府県知事は、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者に対して前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者の指定をした市町村長に通知しなければならない。

6 都道府県知事は、指定居宅サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者又は指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院の開設者が第四項の規定による命令に従わないときは、当該指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護老人福祉施設の指定若しくは介護老人保健施設若しくは介護医療院の許可を取り消し、又は期間を定めてその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

7 都道府県知事は、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者が第四項の規定による命令に従わない場合において、当該指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予

市長に通知しなければならない。

防支援事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することが適当であると認めるときは、理由を付して、その旨をその指定をした市町村長に通知しなければならない。

【参考】 改正前の地方自治法施行令第七十四条の四十九の十一の二の規定による介護保険法第十五条の三十五の読替え

(傍線の部分は読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(介護サービス情報の報告及び公表)</p> <p>第百十五条の三十五 介護サービス事業者は、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者の指定又は介護老人保健施設の許可を受け、訪問介護、訪問入浴介護その他の厚生労働省令で定めるサービス(以下「介護サービス」という。)の提供を開始しようとするときその他厚生労働省令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する介護サービスに係る介護サービス情報(介護サービス内容及び介護サービスを提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であつて、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するため公表されることが必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)を、当該介護サービスを提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた後、厚生労働省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。</p> <p>3 都道府県知事は、第一項の規定による報告に関して必要があると認めるときは、当該報告をした介護サービス事業者に</p>	<p>(介護サービス情報の報告及び公表)</p> <p>第百十五条の三十五 介護サービス事業者は、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者の指定又は介護老人保健施設の許可を受け、訪問介護、訪問入浴介護その他の厚生労働省令で定めるサービス(以下「介護サービス」という。)の提供を開始しようとするときその他厚生労働省令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する介護サービスに係る介護サービス情報(介護サービス内容及び介護サービスを提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であつて、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するため公表されることが必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)を、当該介護サービスを提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた後、厚生労働省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。</p> <p>3 都道府県知事は、第一項の規定による報告に関して必要があると認めるときは、当該報告をした介護サービス事業者に</p>

、その旨をその指定又は許可をした市町村長に通知しなければならぬ。

止することが適当であると認めるときは、理由を付して、その旨をその指定をした市町村長に通知しなければならない。